

手配旅行条件書

本旅行条件書は、旅行業法第 12 条の 4 に定める「取引条件説明書面」及び同法第 12 条の 5 に定める「契約書面」の一部となります。ご旅行をお申込の前に、本条件書をよくお読みください。

※お客様のご希望されるご旅行が受注型企画旅行の場合は、[受注型企画旅行条件書](#)をご覧ください。

1. 手配旅行契約

(1) 手配旅行は、株式会社ワールドホリデーズ(オーストラリアツアー運営会社)が手配する旅行であり、当社に旅行の手配をお申込みになるお客様は、当社と手配旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。

(2) 旅行契約とは、当社がお客様の委託により、お客様のために代理、媒介又は取次をすることなどにより、お客様が運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます)の提供を受けることができるように手配することを引き受ける契約をいいます。

(3) お客様が当社オンライン予約システム(以下、「予約システム」といいます)、または E-mail や電話、ファックスを利用して当社に旅行手配のお申込みをされる場合の取扱いは、本旅行条件書の定めるところによります。

(4) 当社は旅行の手配にあたり、運送・宿泊機関等に支払う運賃・料金その他の費用(以下「旅行代金」といいます)の他、所定の旅行業務取扱料金(以下「取扱料金」といいます)を申し受けます。取扱料金については、[旅行業務取扱料金表](#)にてご確認ください。

(5) 旅行契約の内容・条件は、本条件書、当社[旅行業約款の手配旅行契約](#)(以下「当社約款」といいます)によります。

(6) 当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、旅行契約に基づく当社の債務の履行は終了致します。したがって、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった場合でも、当社がその義務を果たした時には、当社所定の旅行業務取扱料金をお支払いいただきます。

2. お申し込みと契約成立の時期

(1) 予約システムを利用して当社と旅行契約を締結しようとするお客様は、当社のウェブサイト「オーストラリアツアー(www.australiatour.jp)」のページ上で、所定の事項を入力の上お申込みいただきます。なお、ご高齢の方、18 歳未満の方、慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、障害をお持ちの方などで特別の配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申し込み時にお申し出ください。旅行サービスによっては、お客様が上記に該当する場合、予約確定後であっても参加できないこともありますので予めご了承ください。

(2) 当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下、「提携会社」といいます)のカード会員であるお客様より予約システム、または E-mail や電話、ファックスによるお申込みを受けて、提携会社のカードにより所定の伝票へのお客様の署名なくして旅行代金・取消料等のお支払いを受けることを内容とする手配旅行契約(以下、「通信契約」といいます)を締結することがあります。

(3) 当社と通信契約を締結されるお客様は、お申込みの際し、お客様の有するクレジットカードの「会員番号」「有効期限」、予約システムによりお申込みをされる旅行サービスの「内容」「日程」その他当社所定の事項を通知していただきます。

(4) 当社は、お客様のお申込みに対する承諾を E-mail 等の電子承諾通知の方法により通知します。

(5) 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、旅行代金を受理したときに成立するものとします。

(6) 通信契約は、本項(5)にかかわらず、当社が本項(3)の申込みを承諾する旨の通知を発した時に成立するものとします。ただし、当該契約において電子承諾通知を発する場合は、当該通知がお客様に到達した時に成立するものとします。

(7) お申込み及び申込書への記入において氏名(ローマ字綴り)はご旅行に使用されるパスポートの記載通りにお申込みください。

3. 契約締結の拒否

(1) お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるときには、お客様との契約締結をお断りすることもあります。

(2) 当社の業務上の都合により、お客様との旅行契約の締結をお断りする場合があります。

(3) 通信契約を締結しようとする場合であって、お客様の有するクレジットカードが無効である等の理由により、お客様が旅行代金・取消料等の一部又は全部を提携会社のカードによって決済できないときは、当社は、お客様との通信契約の締結をお断りする場合があります。

4. 旅行代金のお支払い

(1) 旅行代金は、原則として予約確定時に全額お支払いいただきます。これによらない場合のお支払い期日及び方法は、「予約受付確認メール」等の契約書面に具体的に明示いたします。

(2) 旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改訂、為替相場の著しい変動、空港諸税等の新設・徴収額の変更その他当社の関与しない事由により旅行代金、空港諸税等に変動が生じた場合は、当社は旅行代金、空港諸税等を変更することがあります。この場合において旅行代金、空港諸税等の変動のリスクはお客様の負担とさせていただきます。

5. 契約の変更

(1) お客様は、当社に対し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の手配旅行契約の内容を変更するよう求めることができます。この場合において、当社は、可能な限りお客様の求めに応じます。

(2) お客様の求めにより手配旅行契約の内容を変更する場合、お客様にはすでに完了した手配を取り消す際に運送・宿泊機関等に支払うべき取消料、違約料その他の手配の変更に必要な費用をご負担いただくほか、当社所定の変更手数料をお支払いいただきます。また、該当手配旅行契約の内容の変更によって生ずる旅行代金の増加又は減少は、お客様に帰属するものとします。

6. 契約の解除

(1) お客様による任意解除

お客様は、いつでも旅行契約の全部又は一部を解除することができます。契約解除のお申し出は、当社の営業日、営業時間内にお受けします。また、お客様は、すでにお客様が提供を受けた旅行サービスの対価として、又はいまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料・違約料等の、運送・宿泊機関等に対して既に支払い、またはこれから支払う費用をご負担いただくほか、当社に対し、当社所定の取消手数料及び当社が得るはずであった取扱料金をお支払いいただきます。

(2) お客様の責に帰すべき事由による解除

当社は、お客様が所定の期日までに旅行代金を支払わないときは、旅行契約を解除することがあります。また、お客様がクレジットカードによるお支払いを希望されながら、与信等の理由によりクレジットカードによるお支払いが出来なくなった場合、当社は旅行契約を解除することがあります。旅行契約が解除されたときは、お客様は、いまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料・違約料等の、運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払う費用をご負担いただくほか、当社に対し、当社所定の取消手数料及び当社が得るはずであった取扱料金をお支払い

いただきます。

(3) 当社の責に帰すべき事由による解除

お客様は、当社の責に帰すべき事由により旅行サービスの手配が不可能となったときは、旅行契約を解除することができます。この場合当社は、お客様が既にその提供を受けた旅行サービスの対価として、運送・宿泊機関等に対してすでに支払い、又はこれから支払わなければならない費用を除いて、すでに收受した旅行代金をお客様に払い戻します。なお、燃油サーチャージの値上げを理由とした解除の場合は所定の取消料・取消手数料を申し受けます。

7. 当社の責任

(1) 当社は、旅行契約の履行に当たって、当社または当社が手配を代行させた者(以下「手配代行者」といいます)が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。

(2) お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、(1)の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

(3) 当社は、手荷物について生じた本項(1)の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して、国内旅行にあつては14日以内に、海外旅行にあつては21日以内に当社に対して通知があったときに限り、1名様につき15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます)として賠償します。

8. 免責事項

お客様が、当社及び手配代行者に故意及び過失のない以下に例示するような事由によって損害を被られた場合、当社はその損害を賠償する責任を負いません。

- a. 天災地変、戦乱、暴動、航空機の遅延、ストライキ等により出発便が取り消された、又は旅行日程が変更された場合
- b. 運送・宿泊機関の過剰予約受付(オーバーブッキング)により、予約を取り消された、又は搭乗並びに宿泊を拒否された場合
- c. お客様がご出発(帰路便)の72時間前までに予約の再確認(リコンファーム)及び出発時間の確認を怠ったために、予約を取り消され、航空券が無効になった場合
- d. お客様が集合時間に遅れてツアーに参加できなかった場合
- e. お客様が航空券等の紛失又は盗難に遭われた場合
- f. その他、当社及び手配代行者の管理外の事由により、お客様が損害を被られた場合
- g. 旅券(パスポート)の残存有効期間の不足及び査証(ビザ)の不備の為、日本及び各国の出入国管理法により、搭乗、出入国が出来ない場合
- h. パスポート記載の名前と航空券記載の名前が違っている場合
- i. お客様のご都合にてご予約された予定便に搭乗されず、以降の予約が取り消され航空券が無効になった場合
- j. 行程中の疾病(食中毒を含む)及び傷害
- k. お客様が当社からメールにて配信した契約内容に関する重要なお知らせを開封しなかったことが原因で損害を被った場合。

9. お客様の責任

(1) お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を被ったときは、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。

(2) お客様は、当社と旅行契約を締結するに際して、当社約款及び当社から提供された情報を活用し、お客様自身の権利義務その他の旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

(3) お客様は、旅行開始後において、契約書面記載の旅行サービスを円滑に受領するため、契約書面と異なる旅行

サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

10. 海外旅行保険への加入について

ご旅行中、病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で十分な額の海外旅行保険に加入されることをお勧めします。

11. 個人情報の取扱い

(1) 当社は、お客様よりご提供いただいた個人情報について、当社ウェブサイト記載の[個人情報保護方針](#)に基づき利用させていただきます。

(2) 当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。その他、当社は、以下の場合にお客様の個人情報を利用させていただきます。

- ① 当社の商品やサービス、キャンペーンのご案内
- ② 旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い
- ③ アンケートのお願い
- ④ 特典サービスの提供
- ⑤ 統計資料の作成